

HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

支援チーム派遣事業実施要項

1 目 的

治療法の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）が直面する長期療養の問題に対応するため、在宅医療・介護を行う医療機関等に支援チームを派遣し、在宅しながら安心して医療・介護が受けられる環境の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 概要

在宅医療・介護における困難な事例に対応する医療機関等の要請に基づき、エイズ中核拠点病院から 3 の(1)の支援チームを派遣し、患者等の治療の支援を行う。

(2) 派遣の要請

支援チームの派遣要請ができるのは、支援チームが設置されている都道府県に所在する医療機関等（病院（エイズ治療拠点病院を除く。）、診療所、訪問看護事業所、訪問介護事業所及び居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）であって、以下のいずれかに該当する場合とする。

- ① 在宅医療・介護を行っている医療機関等が、患者等に対する医療・介護の提供に際し、引き続き在宅での療養を継続する上で支援を必要とする場合
- ② 近日中に患者等に対し在宅医療・介護を提供する予定のある医療機関等が、患者等の受け入れに際して支援を必要とする場合

(3) 支援チームの派遣

エイズ中核拠点病院は、医療機関等からの要請に基づき支援チームを派遣し、患者等に対する治療の支援を行う。

3 支援チームの設置及び設置中核拠点病院の公開

- (1) エイズ中核拠点病院は、医師、看護師及び相談員等で構成される支援チームを設置し、当該支援チームに係る情報をエイズ予防財団に登録する。

- (2) エイズ予防財団は、「支援チーム派遣事業設置中核拠点病院一覧表」を作成し、エイズ予防情報ネット（API-Net）において公開する。

該当ページの URL <https://api-net.jfap.or.jp/lot/supportteam.html>

4 経費等

以下の費用を、予算の範囲内においてエイズ予防財団が負担する。

- (1) 派遣委託費 1 回につき 26,000 円

- (2) 派遣旅費 交通費実費

（自動車等による移動の場合、通常の経路による走行距離 1 キロメートル当たり 20 円を距離に応じて支払うものとし、1 キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。また、有料道路通行料及び駐車料金は、添付があった領収書により実費を支払うものとする。）